

平成28年12月13日

公共放送を巡る議論に関する意見
(総務省 第13回「放送を巡る諸課題に関する検討会」ヒアリング)

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

「放送を巡る諸課題に関する検討会」による第一次とりまとめは、「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とした。放送のみならず日本のメディア環境全体に与えるNHKの影響の大きさを考えれば当然のことであり、高市総務大臣も三位一体改革の重要性を再三指摘している。

当委員会は、NHKのあり方は三位一体で議論されるべきだと考えている。受信料や経営のあり方に関する議論を置き去りにし、常時同時配信の解禁のみを先行させる放送法改正の論議には強く反対する。

来年1月25日には上田良一・NHK経営委員が会長に就任することが決まっている。諸課題検討会は、新会長と連携し、同時配信を含めたNHKの業務・受信料・経営の問題を一体的に議論するべきだ。

1. 公共放送の業務のあり方

当委員会は、メディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資することを前提に、NHKのインターネット活用業務を容認してきた。公共放送の責務と市場の急激な変化を踏まえれば、インターネット活用業務の重要性が増していることは理解できる。しかし、放送を支えるための受信料を財源として同時配信を開始すれば、受信料負担に対する不公平感の増大にもつながりかねない。受信料制度との整合性を十分に議論しないまま業務を拡大することは許されない。

NHKのインターネット活用業務には、任意業務として認められた際に確認された「公共性」「放送の補完」「市場への影響」という3原則がある。多様性のある言論・報道と、それを担保する健全な市場の醸成に資するよう、予算に上限を設けた現行のインターネット業務実施基準などに則り、今後も抑制的に運営されるべきだ。

また、諸課題検討会の第一次とりまとめでは、ローカル放送について「ビジネスとしての収益性と公益性との両立に配慮することが必要」と指摘された。メディアの多様性・地域性を確保する観点から、インターネット活用業務の影響を慎重に見定める必要がある。なかでもNHKの常時同時配信が実施された場合、地方民放局など地域メディアへの影響が特に懸念されるため、地域免許など現行制度との整合性を十分に検討するべきだ。

2. 公共放送の受信料のあり方

NHK が国民・視聴者が負担する受信料によって運営される特殊法人である以上、受信料制度は国民が納得できるものでなければならず、不公平感が生じないように設計されるべきだ。

制度改革に対する国民の関心は高いにもかかわらず、検討会等での議論が十分になされたとは言いがたい。受信料のあり方は、インターネット同時配信の実施と密接にかかわる問題であり、国民的議論を十分に行った上で改革の方向性が示されるべきだ。

仮に同時配信が先行的に実施されたとしても、それにかかる費用の回収を前提として受信料制度が議論されるようなことがあってはならない。

3. 公共放送の経営（ガバナンス）のあり方

受信料はきわめて税に近い、特殊な負担金である。その受信料を財源とする NHK には、本体だけでなくグループ全体で経営の透明性を確保し、国民への説明責任を果たすことが求められる。しかし、事業や予算の適正性をレビューする第三者機関がまだ設置されておらず、組織改編を繰り返してもグループ全体の従業員数や業務範囲に大きな変化がないことから、自己改革は困難だと考えざるを得ない。NHK 内部の議論を全て公開し、国民的議論を尽くし、改革を進めるべきである。

NHK が特に技術面で放送の先導的役割を果たしていることには敬意を表するが、役割が終わった業務の棚卸しが十分になされていない。例えば 4K/8K 業務の本格化と同時に先導的役割を終えた BS 事業を縮小するなど、業務範囲を継続的に見直し、国民・視聴者に過度な受信料負担を求めない仕組みを作るべきだ。

以 上